

アーティストボランティアコンサートにおける 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和4年5月19日
埼玉県文化振興課

コンサート主催者（開催施設）及び出演者の皆様には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、コンサート開催時には下記の通り対応していただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針」に基づき、今後、段階的な見直しを行います。

記

1 基本的感染症対策の徹底

- ・マスクの着用（出演者については、表現上困難な場合を除く）【全員】
- ・手洗い・手指消毒の励行【全員】
- ・施設内のトイレの使用を必要最小限とすること。【出演者】

2 鑑賞者及び出演・関係者の体調の確認【全員】

(1) 以下のような症状のある方は、無理をして鑑賞・出演等しないこと。

- ・風邪症状（咳、鼻水、くしゃみ、鼻閉、喉の痛みなど）
- ・発熱症状（37.5度以下でも、少しでも異常を感じられる場合も含む。）
- ・体調不良（だるさ、息苦しさ、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など）

(2) 以下に該当される方も、鑑賞・出演をしないこと。

- ・過去2週間以内に感染者、感染の疑いがある者との接触がある場合
- ・過去2週間以内に発熱等の感染症が疑われる症状がある場合
- ・過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある方
- ・新型コロナウイルス感染症陽性と判明した者との濃厚接触がある方
- ・同居家族や身近な知人の感染が疑われる方

3 会場における対策の徹底【施設】

- ・定員は通常時の半分以下とし、身体的距離を確保すること。
- ・ステージと客席との距離は最低2メートル確保すること。
- ・マスク着用の継続が難しい鑑賞者がいる場合や、出演者と鑑賞者の距離が2メートル確保できない場合は、必ず間仕切りシートの設置などの対策をとること。
- ・マイクは可能な限り出演者ごとに用意し、使い回しはしないこと。
- ・ステージ周辺は飛沫感染の恐れがあるため、ステージ周辺で作業を行う関係者は、

作業の前後に手洗いや手指消毒を行うとともに、ステージ機器の消毒を行うこと。

- ・定期的に会場空間の窓や扉を開けるなど換気に努めること。
- ・出演者の控室などについても常時換気を行うこと。

4 関係者の氏名、緊急連絡先リストの作成【施設】

- ・関係者（出演者・鑑賞者・スタッフ）の氏名及び緊急連絡先を把握しておくこと。
- ・作成したリストはコンサート終了後3週間以上保管すること。

5 密集・密接が生じないスケジュール計画【施設・出演者】

- ・コンサートの準備・片付け時間は、十分な時間の確保をすること。
- ・鑑賞者が開演直前に集中して来場を避けるよう、開場時間、開演時間を配慮すること。
- ・プログラム等の配布物がある場合は、手渡しは避けるよう、あらかじめ座席に置いておくなど工夫すること。

6 コンサート演出の配慮【出演者】

- ・公演中は出演者同士においても身体的距離の確保に努めること。
- ・鑑賞者に歌わせる、コール&レスポンスを要請するような演出は避けること。
- ・出演者と鑑賞者との接触及び鑑賞者同士の接触（ハイタッチ、手をつなぐ等）を招く演出は行わないこと。

7 コンサート開催可否の判断【施設・出演者】

- ・本ガイドラインを遵守した上でコンサートを開催することとし、遵守することが困難な場合は、コンサートを中止又は延期すること。
- ・コンサート開催の可否については、感染拡大状況や施設の実態に合わせて、原則として、主催者（開催施設）が慎重に判断すること。
- ・コンサートを中止又は延期とする場合は、速やかに県文化振興課及び関係者（施設又はアーティスト）に報告すること。

8 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者が出た場合の対応【施設・出演者】

- ・各施設及び出演者は、コンサート開催後の2週間で新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者が出た場合は、速やかに県文化振興課及び関係者（施設又は出演者）に報告すること。

9 「アーティストボランティアコンサートにおける新型コロナウイルス予防対策チェックリスト」の提出について【施設・出演者】

- ・コンサート終了後、チェックリスト（別紙1又は2）に記入の上、県文化振興課にFAX(048-830-4752)又はメール(a2875-05@pref.saitama.lg.jp)で提出すること。